

目 次

法第 2 条 用語の定義

- ◇土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについて 1
- ◇ビニールハウスについて 2
- ◇グループホームについて 3
- ◇サービス付き高齢者向け住宅について 4
- ◇主要構造部について 5
- ◇防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面について 6
- ◇耐火構造の壁その他これらに類するものについて 7
- ◇地階における延焼のおそれのある部分について 8
- ◇自動車車庫の開放部について 9
- ◇層間変形角の簡易な確認方法について〈令第 109 条の 2 の 2〉 10
- ◇改築について 11
- ◇用途上不可分の関係について〈令第 1 条〉 12

法第 6 条 建築物の建築等に関する申請及び確認

- ◇確認申請受理後、審査中に計画の変更が生じた場合の事務処理について . . . 13

法第 7 条の 6 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

- ◇仮使用認定について 14

法第 20 条 構造耐力

- ◇柱の小径の 2 倍以内の距離にある部分について〈令第 77 条〉 17

法第 26 条 防火壁

- ◇自立する構造について〈令第 113 条〉 18

法第 27 条 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物

- ◇用途に供する部分について〈令第 115 条の 3〉 19
- ◇危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものについて〈令第 116 条〉 . . 20

法第 28 条 居室の採光及び換気

- ◇児童福祉施設等について〈令第 19 条〉 2 1
- ◇公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面について
 〈令第 20 条〉 2 3
- ◇温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない
 居室について 2 4
- ◇換気に有効な部分について 2 5
- ◇天井面に高低差をつけて換気口を設けている場合の有効開口面積の算定に
 ついて〈令第 20 条の 2〉 2 6
- ◇換気上有効な開口部について〈令第 20 条の 3〉 2 7

法第 30 条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁

- ◇長屋の構造について 2 8

法第 35 条 特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準

- ◇避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものについて
 〈令第 121 条〉 2 9
- ◇複合用途の建築物における直通階段の共用について〈令第 121 条〉 3 0
- ◇個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合について
 〈令第 126 条の 2、令第 126 条の 3〉 3 1
- ◇避難経路における排煙設備の設置の免除について〈令第 126 条の 2〉 3 2
- ◇自然排煙口の設置位置と外部空間との関係について〈令第 126 条の 3〉 3 3
- ◇手動開放装置について〈令第 126 条の 3〉 3 4
- ◇非常用進入口を設ける 3 階以上の階について〈令第 126 条の 6〉 3 6
- ◇敷地内の通路について〈令第 128 条〉 3 7

法第 36 条 この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準

- ◇防火区画を構成する床・壁の範囲について〈令第 112 条〉 3 8
- ◇倉庫とその他の部分（管理事務所等）との異種用途区画について
 〈令第 112 条〉 3 9
- ◇防火上主要な間仕切壁の範囲について〈令第 114 条〉 4 0

法第 42 条 道路の定義

- ◇がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものについて 4 1

法第 44 条 道路内の建築制限

- ◇アーケードに面して建築する場合の留意事項について〈令第 145 条〉 4 2

法第 48 条 用途地域

- ◇用途地域の規定における床面積の制限について 4 3
- ◇商品である自動車を展示する建築物の用途について 4 4
- ◇屋外で物品を販売し、これらの事務を処理するための建築物について 4 5
- ◇工場について 4 6

◇長屋住宅で店舗等を兼ねるものについて〈令第130条の3〉	47
◇日用品の販売を主たる目的とする店舗について〈令第130条の3〉	48
◇老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものについて	49
◇「スーパー銭湯」の第1種低層住居専用地域内での立地について	50
◇一戸建ての住宅に附属する農業のための納屋について	51
◇マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するものについて	52
◇危険物の貯蔵又は処理に供する建築物について〈令第130条の9〉	53
◇引火性溶剤を用いるゴム製品の製造について	54

法第52条 容積率

◇特定道路に接続する前面道路の幅員が変わる場合について 〈令第135条の18〉	55
◇特定道路からの延長に応じて定める数値と当該数値を加える前面道路の幅員について〈令第135条の18〉	56

法第53条 建ぺい率

◇公園、広場、河川その他これらに類するものについて	57
---------------------------	----

法第54条 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離

◇建築物の外壁又はこれに代わる柱の面について	59
◇外壁の後退距離に対する制限の緩和について〈令第135条の21〉	62

法第56条 建築物の各部分の高さ

◇後退距離の算定について	64
◇前面道路の路面に勾配がある場合の高さの算定方法について 〈令第130条の12〉	66
◇物置その他これに類する用途に供する建築物の部分について 〈令第130条の12〉	67
◇当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値等について〈令第130条の12〉	68
◇ポーチその他これに類する建築物の部分について〈令第130条の12〉	69
◇網状その他これに類する形状について〈令第130条の12〉	70
◇掘込車庫について〈令第130条の12〉	71
◇公園、広場、水面その他これらに類するものについて 前面道路をはさんで高架の道路又は線路敷がある場合の前面道路の路面の高さ及び反対側の境界線について〈令第134条〉	72
◇公園（都市公園法施行令（昭和31年制令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面その他これらに類するものについて〈令第135条の3〉	73
◇水面、線路敷その他これらに類するものについて〈令第135号の4〉	74

法第56条の2 日影による中高層の建築物の高さの制限

- ◇日影により制限を受ける建築物について 7 5
- ◇道路、水面、線路敷その他これらに類するものについて
 〈令第135号の12〉 7 6
- ◇日影により制限を受ける建築物について 〈令第135条の13〉 7 7
- ◇日影規制に係る確認申請添付図書、日影図作成における標準緯度等
 について 7 8

法第86条の7 既存の建築物に対する制限の緩和

- ◇土地区画整理事業の施行による換地に伴う、既存不適格建築物について 8 2

法第88条 工作物への準用

- ◇都市計画区域外の工作物の申請について 8 3
- ◇擁壁・鉄柱等の工作物申請の申請件数について 〈令第138条〉 8 4
- ◇神社の鳥居について 〈令第138条〉 8 5
- ◇確認申請（工作物）に必要な擁壁の構造基準について
 〈令第138条、令第142条〉 8 6
- ◇建築物を建築する目的以外で2mを超える擁壁を築造する場合の工作物
 申請の要否について 〈令第138条〉 8 7
- ◇遊戯施設の移設に伴う確認申請について 8 8
- ◇製造施設等の工作物について 〈令第138条〉 8 9

法第92条 面積、高さ及び階数の算定

- ◇水路占用等を受けた場合の敷地面積の算定について 〈令第2条〉 9 0
- ◇建築面積の算定について 〈令第2条〉 9 1
- ◇床面積の算定方法等について 〈令第2条〉 9 3
- ◇小屋裏物置等について 〈令第2条〉 9 4
- ◇建築物と構造的に一体的な周壁を有するからぼり（ドライエリア）が
 ある場合の地盤面の取り方について 〈令第2条〉 9 6
- ◇屋上に設置される建築設備等の高さの算定について 〈令第2条〉 9 7
- ◇越屋根のある建築物の軒の高さの算定方法について 〈令第2条〉 9 8
- ◇片流れ屋根で棟高の異なる建築物の軒の高さの算定方法について
 〈令第2条〉 9 9

法その他

- ◇付近見取図について 〈規則第1条の3〉 1 0 0
- ◇敷地断面図の添付について 〈規則第1条の3〉 1 0 1

「奈良県建築基準法施行条例」の運用に係るQ&A

- 第3条 がけに近接する建築物 1 0 2
- 第20条 下宿等の配置 1 0 4